公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６号
茨城県牛久市中央５丁目７番地２（カナガワハイツＡ102）、前住所茨城県つくば市桜が丘11番地９
債務者　今中　冴美
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
千葉県大網白里市南横川3094番地１
債務者　二宮　　晃
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
長野県茅野市中大塩６番地64
債務者　油井千奈美
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４５８号
愛知県あま市篠田南大門42番地２
債務者　松元　久夫
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１８号
名古屋市千種区城木町３丁目49番地　ダイアパレス千種城木603号
債務者　山口　　諒
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目15―17ハイライフ102号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目10番９号
債務者　南　　正弘
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１６号
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―306号
債務者　田中ひとみ
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市中殿町４番26号、前住所兵庫県西宮市両度町３番３―803号
債務者　芦田　智子
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３７号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―110号、（前住所）兵庫県尼崎市若王寺１丁目16番２号、（前々住所）兵庫県尼崎市瓦宮１丁目７番８号　コーポラス高橋413
債務者　松岡　美咲
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市塩津町３番２号
債務者　三﨑　勇人
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
奈良県桜井市朝倉台西３丁目1093番地の48
債務者　植田　清治
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目101番地28、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南５丁目649番地、鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目25番６号
債務者　古家　由香（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目164番地　ノースフラット102号、旧住所鳥取県鳥取市福部町海士223番地34
債務者　眞玉　修二
１　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
鳥取県八頭郡八頭町井古62番地４
債務者　沖田　裕二
１　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
島根県浜田市三隅町古市場1596番地１（202）
債務者　松本　　渉
１　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４号
愛媛県今治市大西町九王甲756番地２
債務者　杉原　幸子（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
松山地方裁判所今治支部